

○C型肝炎に対するインターフェロン製剤の投与について

〔平成6年6月9日地基企第24号
各支部事務長あて 企画課長〕

第1次改正：平成16年3月31日地基企第29号

第2次改正：平成30年4月1日地基企第22号

標記については、地方公務員災害補償法第27条に規定する療養の範囲に関し、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないように願います。

記

1 病院、保健所、研究所等に勤務する職員が、C型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に汚染された血液等に公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上接触したことに起因してHCVに感染し、HCV抗体検査等の検査において陽性と判断され、C型肝炎として治療を要する状態であると医師が判断した場合には、その後に行われるインターフェロン製剤（以下「IFN」という。）の投与は、これを療養補償の対象とする。

なお、投与期間は原則として1か月程度とする。（第1次改正・一部、第2次改正・一部）

2 IFNの種類及び量については健康保険に準拠した取扱いとする。

3 上記によるIFNの投与が行われた後にC型慢性活動性肝炎に移行した場合の療養補償の範囲については、従来どおり健康保険に準拠した取扱いとする。

4 この通知は、平成6年4月1日以降の診療に係るものについて適用する。